

**提出されたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方**  
 <「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	(主要行等) 全般  (中小・地域金融機関) 全般	今回の改正はシステム開発を含めて相当な態勢整備を要するものであり、内容確定から施行まで相当期間の猶予(6か月～9か月)をいただきたい。	本改正は、与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能について、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の留意点を明確化したものであり、実施までに一定の猶予期間を設ける必要があるものではないと考えられます。各金融機関において、システム開発等のために、直ちに監督指針に沿った態勢が整備されない場合でも、態勢整備に向けた取組み状況を含めて検証をすることになるものと考えています。
2	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ	「融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき(デリバティブ取引のみを行う場合を含む。)」は、「融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき(融資取引に伴ってデリバティブ取引を行う場合を含み、融資取引に伴わないデリバティブ取引のみを行う場合を含まない含む。)」の意と理解してよいか。そうであれば、そのように修文頂きたい。以下、a～hにおける「デリバティブ取引」について同旨。	本項では、従来から「融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき(デリバティブ取引のみを行う場合を含む。)」と記載しており、融資取引のないデリバティブ取引も説明態勢等を整備する必要があると考えています(項番3まで同じ)。
3	(主要行等) 全般	パブコメ募集画面における改訂目的(「与信取引に関連したデリバティブ取引に関する(中略)・・・」)、及び「貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引」という表現から(「これに伴う」はデリバティブ取引にかかることとなるため)、ここでのデリバティブ取引は「貸付契約に伴うデリバティブ取引」であり、貸付契約を伴わないデリバティブ取引は含まれないという理解でよいか。Ⅲ-3-3-1-1 (2)についても同旨。	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ	本項における「デリバティブ取引」とは、銀行法第10条第10項及び金融商品取引法(以下、「金商法」という。)第2条第20項において定義されるものであり、差金の授受によって決済することができない先物外国為替取引(いわゆる「為替予約取引」)や特定預金等(いわゆる仕組預金(期限前解約権付定期預金)など)は、本項の対象外との理解でよいか。 また、貸出用の金銭消費貸借証書の一体となる金利系デリバティブを内包するローン契約については、「融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれている」に該当するとの理解でよいか。	本改正で対象となる「デリバティブ取引」とは、銀行法第10条第10項、及び金商法第2条第20項において定義されるものです。また、特定預金等や金銭信託など「デリバティブ取引」に該当しない取引であっても、それぞれ「主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3-2」や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-2-5」、「信託会社等に関する総合的な監督指針3-9-2」に顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じた説明態勢の整備を求めています。さらに、それぞれの監督指針において「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の該当項目を参照するとされていることから、デリバティブ取引と同様のリスク特性を有する取引については、本改正内容に準じた取扱いが望ましいと考えています(項番10まで同じ)。
5	(主要行等) 全般	今回の改正案は、どのような商品(二重通貨預金、仕組債、フォワード、先物、スワップ、オプション(売/買)、インデックスもの等)に適用されるのか。	
6	(中小・地域金融機関) 全般	下記の決済に使用する先物為替予約は、今回改正の「与信取引に関連したデリバティブ取引」に該当するのか。 ・輸入ユーザンス決済 ・輸出荷為替手形買取	
7	(主要行等) 全般  (中小・地域金融機関) 全般	今回の改正により、与信取引に関連したデリバティブ取引に関する顧客への説明態勢、及び相談・苦情処理機能の改正が行われることとなるが、対象取引に単純な先物為替予約取引(フォワード取引)は含まれないとの理解でよいか。	
8	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①	「融資取引にオプション・スワップ等のデリバティブ取引が含まれているとき(デリバティブ取引のみを行う場合を含む。)」とあるが、デリバティブ取引を含む金銭信託(例えば、仕組債と類似の構造を持つもの)や投資信託(例えば、仕組債に集中投資するもの)のトラブルも多発しているので、融資取引に限定せずに、資産運用商品も対象に含めてほしい。	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
9	(主要行等) 全般	今回の改正で、デリバティブ取引に関する情報提供などを監督指針に採用することは良いことだが、それだけではなく、(デリバティブ取引を伏在させた)仕組債様の「指定金銭信託」や、仕組債に集中投資する「特殊な投資信託」(いわば仕組債を投資信託に衣装替えしたもの)についても、明確な説明態勢を取るべき旨を追加すべきである。	
10	(主要行等) 全般	特定預金が今回の改正の対象範囲となる商品か確認したい。デリバティブの特性を有する商品としては特定預金もあるが、特定預金について「主要行等向けの総合的な監督指針」で記述されるⅢ-3-3-2部分は、今回の改正対象に入っていない。一方、同監督指針には、特定預金等の監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ-2-3-1 適合性原則」、「Ⅲ-2-3-3 広告等の規制」、「Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢」等を参照するものとするあり、「Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢」は今回の改正対象であるため、特定預金が対象であるようにも読めるが、今回の改正は与信等に伴うデリバティブに対する苦情の惹起に対して説明態勢を整える改正の趣旨から鑑みるに、特定預金は対象にならないという理解でよいか。	
11	(主要行等) 全般	今回の改正は与信取引に関連したデリバティブ取引についてであるが、預金取引に関連したデリバティブ取引、特に特定預金等については、預金保険の対象かどうかについても、顧客に説明するよう併せて改正した方がいいのではないか。	貴重なご意見として承ります。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
12	(主要行等) 全般	今回の改正は、どのような顧客に適用されるのか。一般顧客のみか、それとも特定投資家も対象となるのか。個人顧客だけでなく、法人顧客も対象となるのか。	本改正は、金商法の規制対象外とされる取引(金商法施行令1条の8の4第1項第2号参照)や説明義務等が適用除外される取引(特定投資家との取引、契約締結前交付書面の交付を要しない取引等)についてまで、一律の対応を求めるものではありません。
13	(主要行等) 全般	<p>今回の改正で追加された説明事項は、機関投資家を含めて全ての顧客に必ず説明しなければならないものではなく、Ⅲ-3-3-1-1 (2)にあるとおり、「主として中小企業向け取引、個人向け貸付・・・」を念頭に置いたものであり、以下のような合理的な顧客区分に基づいて社内規則を設けたり、業務運営を行うことを排斥する趣旨ではないことを確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業(上場企業)、中小企業、個人等の顧客区分</li> <li>・特定投資家、一般投資家制度に基づく顧客区分</li> <li>・その他顧客の知識、経験、財産の状況等に鑑みて相当な顧客区分(取引目的は取引ごとに確認すべき事項であるため)</li> </ul>	<p>こうした取引については、必要に応じて監督指針の記載内容も参考として、顧客の意向を十分に踏まえた対応を行うことが望ましいものと考えられます。</p> <p>上記以外の顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引については、本監督指針の記載を踏まえた上で、顧客の知識、経験、財産の状況、取引の目的に応じた説明等が行われることが必要と考えられます(項番13まで同じ)。</p>
14	(主要行等) 全般	今回の改正の対象となる中小企業の定義は、公的資金注入行における経営健全化計画上の中小企業なのか、中小企業金融円滑化法上の中小企業なのか、あるいは別の定義なのかご教示いただきたい。	中小企業の定義に関わらず、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じて説明が行われることが重要と考えています。
15	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (3)③イ (注)	「いわゆる「オーナー経営」の中小企業等との重要な契約に当たっては、形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合があることを留意する必要がある。特に、デリバティブ取引が、顧客の今後の経営に大きな影響を与えるおそれのある場合、当該中小企業等の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか確認することが重要である。」と記載されているように、主に法人顧客を対象にした販売を前提にしているように見える。しかし、デリバティブ取引を含む金銭信託・投資信託などの資産運用商品についても同様の問題が多発しており、その場合の顧客には、個人や地方自治体、その外郭団体なども含まれている。従って、「個人」及び「地方公共団体(あるいは、地方自治体)」を対象にした販売も対象となることが明確になる表現にしてほしい。	本改正の対象として、デリバティブ取引を行う「個人」及び「地方公共団体」も含まれるものと考えられます(項番17まで同じ)。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
16	(主要行等) 全般	全体的に、主に法人顧客を対象にした販売を前提にしているように見える。しかし、デリバティブ取引を含む金銭信託・投資信託などの資産運用商品についても同様の問題が多発しており、その場合の顧客には、個人や地方自治体やその外郭団体なども含まれている。従って、「個人」及び「地方公共団体(あるいは、地方自治体)」を対象にした販売も対象となることが、明確になるような表現にしてほしい。	
17	(主要行等) 全般	この監督指針の中には、法人顧客に限った指針と読める部分があるが、「個人顧客」、「地方自治体(外郭団体を含む)顧客」、あるいは「後者に順ずる団体」に対する販売についても(この監督指針の中に)明確に盛り込むべきである。	
18	全般	利用者保護として、デリバティブ取引に関して詳しく説明を行うこと。また、規程等態勢整備が求められているが、デリバティブ取引商品が無い場合にも規程制定等態勢整備が必要なのか。	各金融機関の業務の実態に応じた態勢整備が常に求められているものと考えています。
19	(中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-1 (1)	「犯罪を防止するための措置」とは、チェック、検証、態勢、機能について社内規則等で定めることを指すのか。それとも違反行為に関する懲罰を指すのか。 下線部「並びに犯罪を防止するための措置」における「犯罪」とは、具体的にどのようなものであるか。	前段については、①銀行自身が外部から犯罪に合わない、②銀行内部で犯罪を発生させない、③顧客が犯罪に巻き込まれないためのいずれの措置も全て含まれていると考えています。(平成18年5月17日付公表「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(案)、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)に対するパブリックコメントの結果について」を参照。)  後段については、「犯罪」とは、あらゆる犯罪を指すものと考えています。
20	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-1 (2)	法人の一般投資家のうち、例えば輸出入業者で過去に為替デリバティブ取引を取り組み、その際に契約締結前交付書面に基づいて詳細な説明を受けた者に対して、次に同種の為替デリバティブ取引を取り組むにあたり、当該顧客の知識、経験等に応じた適切な説明を行うことも認められるという理解でよいか。具体的には、契約締結前交付書面等が法令上要求されない2度目以降の取引では、過去の取引の際に適切に説明した事項について、再度繰り返して説明することを必ずしも義務付ける必要はないという理解でよいか。	金商法上、説明義務等が適用除外される取引(特定投資家との取引、契約締結前交付書面の交付を要しない取引等)についてまで、一律の対応を求めるものではありません。こうした取引については、必要に応じて監督指針の記載内容も参考として、顧客の意向を十分に踏まえた対応を行うことが望ましいものと考えており、顧客の知識、経験、財産の状況、取引の目的に応じた説明等が行われることが必要と考えています(項番24まで同じ)。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
21	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)	顧客が特定投資家(金商法第2条第31項各号)である場合には、新設された規定について、必ずしも一律に対応が求められているわけではないと理解してよいか。	
22	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)	「金商法第40条各号の規定に抵触することはないよう」との記述があるが、金商法第40条は特定投資家は適用対象外であることから、特定投資家である中小企業は対象にならないという理解でよいか。	
23	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ	金商法上、デリバティブ取引販売に際しての商品説明や適合性判断などは特定投資家が除外されている。原則として特定投資家以外の顧客へデリバティブ取引の契約締結の勧誘・販売を行う場合に勘案すべき事項との理解でよいか。	
24	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イ	金商法上の特定投資家・業対象外先に対するデリバティブ取引に関しては、金商法上の適合性確認・書面交付・説明義務が課されていないことから、今回の改正の適用対象外という理解でよいか。また、金商法との平仄では、一般投資家の場合でも、契約締結前交付書面の交付が不要とされる場合には、今回の改正の適用対象外という理解でよいか。	
25	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ	顧客への説明、確認事項については、顧客とデリバティブ契約を締結する時までに順を追って行うというもので、最初の勧誘時から全てを求められるものではないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
26	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ	<p>「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」における同様の条項(Ⅲ-2-3-4 (1)④)では、「例えば…具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により」となっているのに対し、「主要行等向けの総合的な監督指針」では、aやbにおいて「具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付して」となっており不均衡である。必ずしも書面交付を要しないよう、例示にとどめて頂きたい。</p> <p>また、契約締結前交付書面等が法令上要求されない2度目以降の取引では、過去の取引の際に契約締結前書面等で適切に説明した事項について、再度繰り返して説明することを必ずしも義務付けるものではないという理解でよいか。</p>	<p>前段については、与信取引に関連したデリバティブ取引を販売する金融機関に対しては、顧客保護の観点から本項での対応が求められるものと考えています。</p> <p>後段については、金商法上、説明義務等が適用除外される取引(特定投資家との取引、契約締結前交付書面の交付を要しない取引等)についてまで、一律の対応を求めるものではありません。こうした取引については、必要に応じて監督指針の記載内容も参考として、顧客の意向を十分に踏まえた対応を行うことが望ましいものと考えており、顧客の知識、経験、財産の状況、取引の目的に応じた説明等が行われることが必要と考えています。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
27	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa、 b	当該箇所という書面とは、「契約締結前交付書面」、もしくはその他商品内容・リスク等を顧客へ交付・説明する際に利用する書面であり、広告資料等は含まれないとの理解でよいか。	顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、商品内容やそのリスクに応じて具体的に分かりやすい形で解説した書面であり、いわゆる「契約締結前交付書面」に限られるものではないと考えています。 なお、ご指摘の「広告資料等」については、具体的に何を指しているのか不明であるため、回答は差し控させていただきます。
28	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イa	本項における「最悪のシナリオを想定した想定最大損失額」と、(2)①イbにおける中途解約時の解約清算金に係る「最悪のシナリオを想定した試算額」との違いは何か。 また、本項における想定最大損失額とは、解約清算金とは異なり、1回ごとの決済(キャッシュ・フロー)に係る金融指標等による顧客の損失という理解でよいか。	前段については、想定最大損失額は評価性のものですが、解約時は手数料等の経費も考慮することから異なる表現としています。 後段については、想定最大損失額は、最悪のシナリオを踏まえる必要があり個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、複数回の決済が予定されていてその内容が評価に関わるものについては、それぞれの想定損失の合計額を合理的に見積もる必要があるものと考えています。
29	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イa	最悪のシナリオに至らずとも損益分岐、競争環境等により重大な影響が生じる可能性がある場合には、その説明を行うことを前提とした上で、「経営又は財務状況に重大な影響が生じるケース」と「最悪のシナリオ」が一致する場合には、最悪のシナリオを想定した説明とすることをもって、「顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があるかについて、顧客が理解できるように説明しているか」の説明とみなすことができるとの理解でよいか。	ご指摘のような説明方法も想定されるものと考えられますが、いずれにせよ、顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があるかについて、顧客が理解できるように説明しているか留意する必要があると考えています。
30	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イa	「最悪のシナリオ」を想定した最大損失額を取引先に理解できるように説明すれば、顧客保護上の問題はないと考えられるため、顧客が許容できる損失額についての銀行の確認義務は不要ではないか。	最悪のシナリオを想定した想定最大損失額に至らなくても、顧客が許容できる損失額を超えて、顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響を生じる可能性がある以上、顧客に許容損失額を確認することは重要であると考えています。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
31	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa	「過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの」とは、データが残存する限りのデータを使用する必要があるか。あるいは、試算における合理的な前提条件を示せば、必ずしも残存する限りのデータを使用する必要はないと考えてよいか。	「最悪のシナリオ」の作成方法について、具体的な方法を当局より示すのは適当ではないと考えています。しかしながら、過去のストレス時のデータを踏まえた合理的な最悪のシナリオに基づく想定最大損失額を提示して、顧客の理解を得たことが十分に確認できているのであれば、後段でご指摘の手法でも足りるものと考えられます(項番32まで同じ)。
32	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa、b	「最悪のシナリオ」とは、「過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの」と定義されるが、試算額を算出する際には、ボラティリティ、金利差、為替変動といった複数の要素を考慮する必要があるため、例えば過去10年程度の金利差の変動実績を試算に使用し、他のボラティリティ、為替の要素は一定の仮条件を置いた上での最悪のシナリオを算出し、その試算前提条件とともに適切に顧客に説明することは、合理的な前提を踏まえたものと考えられるが、その理解でよいか。	
33	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イb	各金融指標や商品ごとにストレステストを実施し、最悪のシナリオに基づいた解約清算金を明示することは販売金融機関の事務負担が大きく、結果として顧客の取引コストが大きくなる恐れがある。例えば、「原資産の指標が上下に●%変動した時に、想定元本金額等の●%(若しくは●円)の解約清算金額が発生する。ただし、相場状況によっては、更に解約清算金が増加する恐れがある。」との注意書きを記載する方法や、グラフなどを活用し、原資産の変動により解約清算金がどのように変化することを明示して説明する方法も、本指針の趣旨に沿った説明との理解でよいか。	事務負担を軽減するために説明を合理化することは、顧客保護の本旨から逸脱するものと考えられます。説明が例示を中心とする場合の相談・苦情が多いことから、顧客保護の観点から看過できません。顧客が自らのリスクを正確に理解できる説明を行うことが重要と考えられます。  また、後段については、お尋ねのような説明方法も想定されるところと考えられますが、いずれにせよ、個別事案ごとに実態に即して顧客が理解できるように説明しているかに留意する必要があるものと考えています。



No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
34	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa	<p>「最悪のシナリオ」(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの)を想定した「想定最大損失額」という用語は、発生確率の多寡を問わず、発生可能性が否定しきれない理論上の最大損失額や、歴史的に極めて例外的な実績値(例えばドル円為替であれば過去最安値である79円75銭)を想起しかねない。金融機関の側で、一定の合理的な期間ないし前提に基づいて、理論値ないし実績値を提示することとし、そうした「前提と異なる状況になればさらに損失が拡大する可能性がある」ことを説明することとしても差し支えないか。かかる理解の場合、括弧内は、「過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえていると当該銀行が考えるもの。以下同じ。」とする方が明確ではないか。</p> <p>例えば、通貨オプション取引で、顧客が銀行に対して、為替が1ドル=110円で購入できるオプションを売る取引を行ったと想定する。この場合、「オプションの売手は無限の損失を被るおそれがある」旨を説明すれば、別に、新たに定義された「最悪のシナリオ(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの)」を説明しなくても、顧客が十分に金融指標等の水準の変化によって生じるリスクを理解できる場面もあると考えられるが、このような説明を排斥する趣旨ではないことを確認したい。</p>	<p>想定最大損失額を算出するための最悪のシナリオについては、過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたものとする必要があると考えられます。例えば、過去のストレス時も含めた一定期間内における最悪値を用いることも、一つの方法であると考えられます。また、データの制約等も踏まえ、統計的手法を用いて想定最大損失額を算出することも、妨げられないものと考えられます。一方、最悪シナリオの前提の適切性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、データ収集期間等を一律に明示することは困難と考えられます。いずれにせよ、想定最大損失額の前提も含め、顧客に対し適切な説明を行うことが必要であり、また、データの制約等から、顧客に説明した想定最大損失額を上回る損失が生じるおそれがある場合には、その点も含めて説明することが必要と考えられます。</p> <p>後段については、理論的に無限の損失が生じる可能性があるからといって、その旨の説明のみを行うのではなく、顧客が当該店頭デリバティブ取引のリスクを適切に把握できるよう、過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえた説明を行うことが重要と考えられます。</p>
35	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa	<p>「金融指標等の状況がどのようになれば、顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があるかについて、顧客が理解できるように説明しているか」とあるが、そもそも顧客自身の経営上ないし財務評価に直接に関わる事柄であり、その影響の程度や限度を銀行が一義的に検証・評価することは困難な場合が多い。「想定最大損失額」の説明とも重複すると考えるが、それだけでは足りないのであれば、具体的な説明の方法を明確にして頂きたい。</p>	<p>顧客がデリバティブ取引を締結するか否かを判断するにあたり、その取引の特性や財務上のリスクを理解するのに十分な情報を得たと納得しているか、顧客と議論することが重要と考えています。</p>
36	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa、b	<p>「最悪のシナリオ(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの)を想定した想定最大損失額」と、bに示される「金融指標等の水準等に関する最悪のシナリオを想定した解約清算金の試算額」は、例えば金利固定化スワップの場合では、想定最大損失額としては市場実勢の中間値を用いた時価評価のシュミレーション値とし、解約清算金については当該シミュレーション値と取引コストを合算したものである旨を示すことでよいか。</p>	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
37	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イa	顧客が許容損失額を明らかにしない場合は、合理的な最悪シナリオに基づく想定最大損失額を提示した上で、顧客が理解し了解を得た旨確認することを原則としつつ、顧客の許容損失額の確認については、銀行が顧客へのヒアリング・与信判断における検証を通じて可能な限り対応するとともに、顧客から損失許容額の明言がなかった場合や、損失許容額が最大損失額等を下回る場合は、最大損失額や中途解約清算金の説明を行い、「最悪のシナリオに至らない場合であっても顧客の事業状況や金融指標等の状況等によっては、顧客が許容できない損失が発生する可能性があること」について顧客に説明し、顧客が理解した上で了解を得た旨の記録を残すことで問題ないか。	貴見のとおりと考えられます。
38	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イa	「例示等と実際の取引の想定最大損失額等と誤認して理解されないよう説明しているか。」については、例えば、顧客宛の説明資料等に、「実際の取引の想定最大損失額とは異なる」旨を記載し、説明の上で理解を得るといった対応でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
39	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa	「顧客が容認できる損失額」というのは、適合性原則の考慮要素のうち「財産の状況」にかかる項目と考えられる。この点、「財産の状況」は、顧客に対する取引の危険性についての適切な理解を形成するための情報提供を行うべき銀行の説明義務を考える上では、原則として、顧客の申告に基づくもので足りると考えるが、かかる理解でよいか。つまり、本項は、顧客申告の真偽について調査・確認義務を負わせるものではないと考えるが、かかる理解でよいか。	「顧客が許容できる損失額」については、顧客の申出等により確認することを想定しており、金融機関自身が独自に調査等を行うことまでを求める趣旨ではありません。ただし、例えば、顧客の申出内容が、別途把握している顧客の財産の状況等に照らして著しく過大であるような場合は、適合性の原則等に照らして適切な対応を行うことが必要になる場合もありうると考えています。
40	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イa	「顧客が許容できる損失額」の意味が不明確であるため、考え方を確認したい。実需に基づく取引においては、各決済日毎の損益という認識は顧客サイドにもないと考えられるが、本項の「損失」は、差金決済の場合を想定しているという理解でよいか。あるいは、「損失額」は、デリバティブ取引に基づく1年間の受取額に対する支払額の超過部分であるということでもよいか。また、例えば買ったドルをそのまま輸入実需の送金に充当するような場合は、本項の「損失額」に該当しないとの理解でよいか。	顧客がデリバティブ取引を締結するか否かを判断するにあたり、その取引の特性や財務上のリスクを理解するのに十分な情報を得たと納得しているか、顧客と議論することが重要と考えています(項番41まで同じ)。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
41	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa	<p>①当該箇所という「損失額」とは、いわゆる時価(MTM)のことか。もしくは、例えば長期にわたり複数の受渡が発生する通貨オプションであれば、都度の決済時の受渡レートとスポットレートとの差額(差額決済の場合は受払金額)、金利スワップであれば受払の差額など、本取引により発生する都度の受払で発生する損失額のことか。</p> <p>②当該箇所という「損失額」が時価を指す場合、各金融指標や商品ごとにストレステストを実施し、最悪のシナリオを明示することは販売金融機関の事務負担が大きく、結果として顧客の取引コストが大きくなる恐れがある。例えば、「原資産の指標が上下に●%変動した時に、想定元本金額等の●%(もしくは●円)から●%(若しくは●円)の損失が発生する。ただし、相場状況によっては、更に損失が発生する恐れがある。」との注意書きを記載する方法やグラフなどを活用し、原資産の変動により損害金がどのように変化することを明示して説明する方法も本指針の趣旨に沿った説明との理解でよいか。損失額が都度の受払金額であるならば、例えば通貨オプションの場合、「例えばスポットレートが●円の場合、行使価格との差額により●円の損失が発生します。」等の記述も、本指針の趣旨に沿っているとの理解でよいか。</p>	
42	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa、b	ヘッジ会計を適用している顧客や時価会計を適用していない顧客においては、「顧客が許容できる損失額」や「顧客が許容できる解約清算金」の認識がないなど、銀行がヒアリングしても「顧客が許容できる損失額」や「顧客が許容できる解約清算金」を聞き出せない場合もありうる。従って、確認できない場合には、「最悪のシナリオを想定した想定最大損失額」及び「最悪のシナリオを想定した解約清算金の試算額」が許容できるかを顧客に尋ねて確認するという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。ただし、確認した内容については、その記録を書面(確認書等)として残す対応が必要であることに留意する必要があります。
43	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa	顧客の具体的に許容できる損失額の確認、説明、及び顧客自らの経営又は財務状況への重大な影響の説明とは、本取引で発生する可能性のある損失額がどの程度の金額となるかを説明し、それを理解・許容できるかどうかを顧客に確認をするという理解でよいか。	顧客がデリバティブ取引を締結するか否かを判断するにあたり、その取引の特性や財務上のリスクを理解するのに十分な情報を得たと納得しているか、顧客と議論することが重要と考えています。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
44	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa、 b	Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa及びbにおいて、「顧客が許容できる損失額」及び「顧客が許容できる解約清算金の額」より「最悪のシナリオを想定した想定最大損失額」及び「最悪のシナリオを想定した解約清算金の試算額」が大きい場合においても、顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性など、監督指針で示された事項につき顧客が理解できるように説明を行えば、販売を行っても金商法第40条の適合性の原則に違反しないという理解でよいか。	個別事案ごとに判断されるものであるため、回答は控えさせていただきます。
45	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イa、 c	「顧客自らの経営又は財務状況に重大な影響が生じる可能性があることの説明」や「顧客の事業の状況(仕入、販売、財務取引環境など)や市場における競争関係(仕入先、販売先との価格決定方法)を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として機能することを確認しているか」といった事項は、取引地位が低く、十分な顧客情報が入手できない銀行の場合には、他行取引も含め顧客が行っているデリバティブ全体のポジションを考慮して有効性や重大な影響を判断するといったことは不可能であり、必ずしも十分に「重大な影響」か「有効なヘッジ」か確認できないが、銀行が顧客から把握できる情報の中で可能な限り顧客に確認・説明するという理解でよいか。	顧客がデリバティブ取引を締結するか否かを判断するにあたり、その取引の特性や財務上のリスクを理解するのに十分な情報を得たと納得しているか、顧客と議論することが重要と考えています。
46	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イb  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イb	「金融指標等の水準等についての最悪のシナリオを想定した」の「最悪のシナリオ」を「合理的なシナリオ」へ変更して頂きたい。	「合理的なシナリオ」は当然のことながら、利用者保護の観点から、「最悪のシナリオ」に基づく説明が重要であると、従来から考えているものです。
47	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イb  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イb	リスク回避目的でデリバティブ取引を行っており、許容できる解約清算金額の確認が難しい場合には、顧客自らが利益・財務状況を踏まえて解約清算金負担を許容できるかについて、顧客の十分な認識・理解を確認するという対応を取ることでよいか。	顧客自らが許容できる解約清算金額の確認が難しい場合は、銀行が想定する最大解約清算金額及び自己の経営への影響を理解するよう説明する必要があると考えています。
48	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イb  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イb	顧客が許容できる解約清算金の説明において、やむを得ず実際のデリバティブ取引と異なる例示等を使用することは、当該例示等は実際の取引と異なることを顧客が理解した上で了解したことを確認できれば問題ないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。ただし、顧客がデリバティブ取引を締結するか否かを判断するにあたり、その取引の特性や財務上のリスクを理解するのに十分な情報を得たと納得しているか、顧客と議論することが重要と考えています。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
49	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イb	顧客が許容できる解約清算金の額とは、原資産の変動による解約清算金の概算を提示し、それが許容できるかどうかを確認する方法でよいか。	許容できる解約清算金額の計算根拠は、顧客ごとに異なるため、まずは顧客に確認すべきものと考えています。
50	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イb	「顧客が許容できる解約清算金の額」というのは、適合性原則の考慮要素のうち「財産の状況」にかかる項目と考えられる。この点、「財産の状況」は、顧客に対する取引の危険性についての適切な理解を形成するための情報提供を行うべき銀行の説明義務を考える上では、原則として、顧客の申告に基づくもので足りると考えるが、かかる理解でよいか。つまり、本項は、顧客申告の真偽について調査・確認義務を負わせるものではないと考えるが、かかる理解でよいか。	「顧客が許容できる解約清算金の額」については、顧客の申出等により確認することを想定しており、金融機関自身が独自に調査等を行うことまでを求める趣旨ではありません。ただし、例えば、顧客の申出内容が、別途把握している顧客の財産の状況等に照らして著しく過大であるような場合は、適合性の原則等に照らして適切な対応を行うことが必要になる場合もありうると考えています(項番51まで同じ)。
51	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	顧客に対する取引の危険性についての適切な理解を形成するための情報提供を行うべき銀行の説明義務を考える上では、デリバティブ取引の目的は、原則として顧客からの申告に基づくもので足りると考えられる。つまり、本項は、顧客申告の真偽について調査・確認義務を負わせるものではないと考えるが、かかる理解でよいか。	
52	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	そもそも事業の状況、市場における競争関係、今後の経営、価格交渉力、価格決定力が「ヘッジ目的」を裏付けうる場合もあるが、「ヘッジ目的」であれば必ず関係する項目でもない。また、銀行がこれらを常に把握することは極めて困難と考える。こうした判断は、デリバティブ取引の仕組みやリスク等の説明を受けた上で、顧客が自己責任において行うべきことである。従って、本項(c)は削除されるべきである。	デリバティブ取引に関する相談や苦情には、取引の目的や内容、リスク等を理解せずに購入させられたというものが多くありました。このため、顧客保護の観点から、監督の目線として必要と考えられるものについて明確化したものです(項番53まで同じ)。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
53	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	<p>ヘッジ目的は会計上の取扱いを含む概念であるため、銀行側に確認を義務付けることは、現状のプラクティスとも整合していないし、法令上も問題となる場面がありえる。あくまで説明義務の指針として、監督指針においては把握に努めるべき項目の例示として示すということも考えられるのではないか。例えば、下記のような文言とすることではどうか。</p> <p>(文案)</p> <p>c. 提供する店頭デリバティブ取引がヘッジを目的として行われるものである場合、以下のような項目を踏まえて顧客の投資目的について把握することに努め、当該顧客に適合した取引の提案および適切な説明をしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の事業の状況を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で顧客の取引を締結する目的に合致するか。</li> <li>・上記の顧客の取引を締結する目的との合致は、当該デリバティブ契約終期まで継続すると見込まれるか。</li> </ul> <p>(第三点目は削除要望)</p>	
54	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イc	<p>顧客からの聴取に基づき、銀行が検証した商流やヘッジ導入時の効果、それを踏まえた取引の総量の適切性等について、顧客に充分かつ適切な説明を行うことで問題ないか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
55	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	<p>金融機関は与信設定に際して顧客の事業継続性や価格交渉力も与信判断の一部として行うが、その確認結果を顧客に対して具体的に分かりやすい形で、適切かつ十分な説明をすることは、実務上非常に困難である。本文の表記を、例えば「提供するデリバティブ取引がヘッジ目的の場合、以下を確認のうえ、適切な金融商品を販売しているか」等の文言に変更してほしい。</p>	<p>具体的な内容が分かりにくく、適切に、かつ十分説明されていないことによる相談・苦情が多数発生していることから、顧客保護の観点から必要なことと考えています。顧客の理解を得るに十分な形で与信取引等に取り組む上での必要事項について確認するとともに、その確認結果について具体的に分かりやすい形で、適切かつ十分な説明を行うことが必要であると考えています。</p>
56	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	<p>例えば、過去に行った実取引において、価格決定力・交渉力があり、今後もそれが見込めることを事前にヒアリングするなどの方法も、本案に対応する手続との認識でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
57	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	<p>ヘッジ取引で店頭デリバティブ取引を行う場合には、顧客と同程度の仕入れ取引の知識・経験が求められているものでもなく、店頭デリバティブ取引が顧客の価格競争力に一般的に影響があることを認識しながら取引に入るべきであり、当該取引が顧客の取引を締結する目的に合致することを何らかの形で確認すればよいという理解でよいか。</p> <p>また、上場会社や当該取引を専門に行っている会社等、顧客の知識、経験、資産規模などから、当該取引が当該相手方の経営に大きな影響を与えないと合理的に判断される場合にまで、確認することは不要であると考えが、そのような理解でよいか。</p>	<p>前段については、貴見のとおり顧客と同程度の仕入れ取引の知識・経験が求められているものではありませんが、顧客がデリバティブ取引を締結するか否かを判断するにあたり、その取引の特性や財務上のリスクを理解するのに十分な情報を得たと納得しているか、顧客と議論することが重要と考えています。その際には、監督指針Ⅲ-3-3-1-2(2)①イcに掲げた項目について、金融機関側の考えをもとにヘッジ取引としての有効性についても顧客に説明することが重要と考えています。</p> <p>後段については、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じて対応されるべきものと考えています。</p>
58	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	<p>「ヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれる」とあるが、ヘッジ対象(融資)取引とヘッジ手段であるデリバティブ取引の期間が必ずしも一致していなければならないということではないことを確認したい。</p>	<p>完全に一致することを求めるものではなく、契約終期までのヘッジ効果について顧客から理解を得ることが重要と考えています。</p>
59	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イc	<p>「ヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれることを確認しているか」とは、契約時点においてヘッジ手段として有効に機能することが確認可能で、契約前の相当期間についても同様のヘッジニーズが認められれば、今後の契約期間についてヘッジニーズ縮小等が予想される積極的な理由がないことを確認できれば十分との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
60	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc 及び同(注2)  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イc 及び同(注2)	<p>顧客の事業の状況や市場における競争関係については、銀行における与信手続において、十分な確認・検証を行うことで問題ないか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
61	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc (注2)  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イc (注2)	<p>顧客に対し、ヘッジ対象となる商取引等が何らかの事情に伴い消滅・減少した場合には、意図した経済効果を得られない可能性があることなど、ヘッジ手段が有効に機能しないことを説明することで問題ないか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
62	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イc	「顧客にとって、今後の経営を見通すことがかえって困難とすることにならないことを確認しているか」とあるが、「顧客の主観において、そのようなことにならない」ということを確認すれば足りるのか。また、確認方法は任意でよいのか。	どのような方法であっても、デリバティブ取引の締結が今後の経営見通しに及ぼす影響について、顧客の納得を得ることが重要と考えています。
63	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イd	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」改正案(Ⅲ-2-3-4 (1)④ニ)における文言「…顧客から確認するため、例えば顧客から確認書等を受け入れ、これを保存する等の措置をとっているか。」と同じにして頂きたい。  「保存する等の措置」としては、説明を受けた旨を顧客と口頭で確認し、その内容をコールメモ等により記録しておくことや電子メールの文面でも十分か。	前段については、与信取引に関連するデリバティブ取引を行う以上、本項での対応が必要と考えています。  後段については、相談や苦情が発生した場合に、顧客保護上、問題のない形であれば、「確認書等」に該当するものと考えています。
64	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イe  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イe	「不確実な事項について、断定的な判断と誤認させる表示や説明を防ぐ態勢」とは、そのような表示や説明を禁止する旨の規定を定め、研修等で徹底していることで整備されているという理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
65	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イf	「顧客の取引履歴などによりヘッジニーズを確認し」とあるが、十分な取引履歴が無い場合には、顧客の申告のみをもって判断すればよいことを確認したい。また、顧客の申告内容の真偽について、銀行は確認義務を負っていないことを確認したい。	ヘッジニーズの確認方法として、顧客の申出や顧客からのヒアリング結果を利用することも妨げられないものと考えられます。もっとも、顧客に申告を求める場合やヒアリングを行う場合には、こうした行為を通じて不招請勧誘の禁止に抵触しないように留意することが必要と考えています。
66	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イf	決算書等詳細な情報の事前入手ができない新規先への勧誘に際し、訪問企業の輸出入の有無を調査会社のデータやHP等にて確認することも、事前の手续として有効な方法と理解してよいのか。	ご指摘のような方法も想定されるものと考えられます。
67	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イf (注)  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イf (注)	本例示はあくまで不招請勧誘禁止の例外に関するものであり、本例示に該当しない取引形態であっても、勧誘要請のある顧客や継続的取引関係にある顧客(金融商品取引業に関する内閣府令第116条第1号)に対しては、従来通り顧客のニーズを確認し、適合性を判断の上でデリバティブ商品を販売することは問題ないか。	貴見のとおりと考えられます。



No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
68	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イf (注)  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イf (注)	「商社」は例示であり、他社を介して貿易を行っている者であれば、形式的な業種の範囲として商社に限定する趣旨ではないと理解してよいか。	他社(者)を介していても、実態として輸出入を行っているかどうかで判断することとなります。
69	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イf (注)  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)①イf (注)	単に、国内の業者から輸入物の材木を仕入れる場合は含まれないとあるが、大手商社でなくても商社機能を有する輸入商品の卸売り業者がある。商社とこのような業者との区別はつきにくいと思われる。単に、国内の業者から輸入材木を仕入れる場合において、購入価格が実勢相場(もしくは実勢を反映した相場)によって円貨額が決定され、購入者が為替相場による仕入価格の変動があることを認識している場合は、例外に含まれると理解してよいか。	為替相場による仕入価格の変動があることを認識しているだけでは、「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人」に該当するとは限りません。実態として、輸出入を行っていないければ、不招請勧誘禁止の例外に該当するとは考えられません。
70	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イg	(注1)と同様に(注2)にも「例えば」とあることから、優越的地位の濫用がないことの「説明の実施」や、説明を受けた旨を顧客から「確認」することに替えて、社内ルールの整備、営業員への教育により、販売態勢を適切なものにするによって防止することも差し支えないか。	「例えば」は、優越的地位の濫用がないことの説明の例を示したものであり、これに限らず、顧客の懸念を解消するための説明が行われることが重要と考えています。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
71	(主要行等) III-3-3-1-2 (2)①イh  (中小・地域金融機関) II-3-2-1-2 (2)①イh	<p>FX取引やCFD取引とは異なり、顧客がヘッジ目的で行う店頭デリバティブの取引条件は多様、かつ、中途解約を前提としておらず、解約清算金はその時々々の市場実勢に基づき、都度、個別に算出する必要がある。前段の「デリバティブ契約締結後、定期的かつ必要に応じて適時、当該顧客の業況及び財務内容を踏まえ、実需の存続状況等に応じたヘッジの有効性とその持続可能性の確認を行い、顧客からの問合せに対して分かりやすかつ的確に対応するなど、適切なフォローアップに取り組むための態勢」整備の中で、定期的な還元としては時価情報で行い(時価情報が解約清算金と異なることを明示の上で)、解約清算金は顧客からの要請に応じて適時算出する態勢等、実情にあった対応を行うことで問題ないことを確認したい。</p> <p>また、「顧客が一定の損失額や解約清算金の額になった旨を知らせることを要請した場合にはその旨」を通知するという点に関しては、幅広い顧客層との多種多様かつ多岐に亘る取引についてシステム対応することは実務上困難である(顧客により損失額の定義や、その算出方法が異なる)ことから、このような要請への一律な義務付けを行うのではなく、要請の内容や頻度等を十分に踏まえ、合理的に可能な範囲において適時適切に対応することが妥当と考える。</p> <p>以上を踏まえ、一定の損失額が一定の時価金額を意味するののかということ、本件が自動的にロスカット(損失確定取引)を行う意味ではないことを確認したい。さらに、当該規定を、「(顧客が一定の損失額又は清算金の額での解約意向を有する場合は、市場動向等を踏まえ、時価情報や解約清算金の額等を適時適切に知らせることを含む)」とするなど、恒常的な取引のモニタリングにならないよう、実務的に対応可能な修正をお願いしたい。</p>	<p>前段及び後段のロスカットに係る箇所については、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>後段の上記以外の箇所については、顧客の要請があれば、合理的な範囲で定期的かつ適時・適切に行っていただくものと考えています。ただし、ご指摘にある実務上の観点から、以下のように修正します。</p> <p>(旧)h. デリバティブ契約締結後、定期的かつ必要に応じて適時、当該顧客の業況及び財務内容を踏まえ、実需の存続状況等に応じたヘッジの有効性とその持続可能性の確認を行い、顧客からの問合せに対して分かりやすかつ的確に対応するなど、適切なフォローアップに取り組むための態勢を整備しているか。  <u>また、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報や当該時点の解約清算金の額等(顧客が一定の損失額又は解約清算金の額になった旨を知らせることを要請した場合にはその旨を含む。)を提供又は通知することとしているか。</u></p> <p>(新)h. デリバティブ契約締結後、定期的かつ必要に応じて適時、当該顧客の業況及び財務内容を踏まえ、実需の存続状況等に応じたヘッジの有効性とその持続可能性の確認を行い、顧客からの問合せに対して分かりやすかつ的確に対応するなど、適切なフォローアップに取り組むための態勢を整備しているか。  <u>また、顧客の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報や当該時点の解約清算金の額等を提供又は通知する等、顧客が決算処理や解約の判断等を行うために必要となる情報を適時適切に提供しているか。</u></p>
72	(主要行等) III-3-3-1-2 (2)①イh	<p>「定期的かつ必要に応じて」顧客が一定の損失額又は解約清算金の額になった旨を知らせる場合の評価の周期等についてお伺いしたい。月末時点での時価が算出されるのに数営業日かかる場合もあるといった事情から、例えば月1回程度の周期で時価評価を行い判定して知らせるなど、各行の事情に応じて実現可能な範囲で行えばよいという理解でよいか。また、お知らせの仕方は、電話や電子メールでの方法でも可能か。</p>	<p>貴見のとおりと考えられますが、いずれにせよ顧客の理解を得ることが重要と考えています。</p>

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
73	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イh	<p>「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」における同様の条項(Ⅲ-2-3-4 (1)④へ)では、「定期的又は必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報…等を提供又は通知」すべきことを規定しているにとどまるが、「主要行等向けの総合的な監督指針」では、これに加えて「…実需の存続状況等に応じたヘッジの有効性とその持続可能性の確認を行う…」こととなっているのは不均衡である。「主要行等向けの総合的な監督指針」についても、顧客の要請に応じた対応で足りるものとして頂きたい。</p> <p>「業況及び財務内容を踏まえ、実需の存続状況等に応じたヘッジの有効性とその持続可能性の確認」は、顧客自身又はその担当会計士等が行うものであり、業法上の制約もあり、銀行は顧客から要請があった場合にそのような確認に対して当該取引に関する情報提供を行う旨に変更されたい。</p>	与信取引に関連したデリバティブ取引を販売する金融機関に対しては、顧客保護の観点から本項での対応が求められると考えています。
74	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イh	<p>顧客の実需金額が取組み当初の想定から大きく減額し、ヘッジ比率が高水準になったとき、顧客に対するソリューションとして、当初の取引条件より月々の決済金額を減額し、取引期間を延長する取引に組み直すことは、有効な提案と考えてよいか。</p> <p>また、具体的な顧客の救済策としてどのようなものが望ましいか教えてほしい。</p>	<p>前段については、ご指摘のような方法も想定されるものと考えられますが、いずれにせよ、その有効性を顧客が理解できるように説明する必要がありますと考えています。</p> <p>後段については、当局より示すのは適切ではなく、救済策のない契約を勧誘・販売していることに問題があるのではないかと考えています。</p>
75	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)③イ  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)③イ	中小企業等の取締役会等で意思決定された上での契約かどうかの確認方法は、必ずしも取締役会等の議事録のコピーを徴求する方法に限定されるものではなく、ヒアリング等で確認する方法も許容されるとの理解でよいか。	顧客の契約意思の確認方法の適切性については、具体的にどのような方法を採用することが適切かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えていますが、取締役会議事録の写しを徴収することが一律に求められるわけではなく、ヒアリングや確認書等の受入れ等によることも妨げられないものと考えています(項番76まで同じ)。
76	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)③イ (注)	取締役会等で決裁した証跡として、社内で意思決定されている旨を確認書等で確認することでよいか。また、代表取締役に説明して確認を得た場合には、取締役会等での意思決定されたものと同等に取り扱ってもよいか。	

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
77	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (3)③イ (注)	「中小企業等との重要な契約に当たっては…(中略)…当該中小企業等の取締役会で意思決定された上での契約かどうか確認する」という内容を地方自治体に当てはめたものとして、「地方自治体との重要な契約に当たっては…(中略)…当該自治体の議会で意思決定された上での契約かどうか確認する」という内容を併記してほしい。	地方自治体等による公金運用のあり方については、地方自治法その他の関係法令に則り、適切に決定されるべきものと考えています。本改正は、デリバティブ取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能について監督上の着眼点を明確化するものでありますが、金融機関が地方自治体等とデリバティブ取引を行う場合には、当該地方自治体等において適切なプロセスを経て意思決定がなされているかについて、十分に留意することが必要と考えています(項番78まで同じ)。
78	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)③イ (注)	法人(等)顧客における法人意思の確認方法に関し、「地方自治体(外郭団体を含む)顧客」あるいは「後者に順ずる団体」のうち「地方自治体」については、「その議会」もしくは「外部専門家委員会を含む公金管理運用委員会(仮称)」での決定を必要とされたい。それ以外の公的団体についても、「外部専門家委員会を含む公金管理運用委員会(仮称)」を経た上で最高議決機関あるいは理事会が決定することとされたい。とりわけデリバティブ取引およびそれを伏在させた金融取引においては、前記のことが不可欠である。	
79	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)③イ	「形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合」とは例えばどのような場合を指すのか。「形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分」が、表見代理を否定するものではないことを念のため確認したい。	ご指摘のとおり、民法第109条の表見代理を否定するものではありませんが、顧客保護の観点から、販売先の経営意思決定の仕組みについて十分な確認を行う必要があると考えています。
80	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (3)③イ	顧客の組織(例えば、取締役会非設置会社等)によっては、「取締役会」といった意思決定機関に限らず、場合によっては、「取締役」(オーナー社長がそれに該当する場合も当然にあれば、オーナー社長から取引実行について権限を付与されている者が該当する場合もあり得る)が、会社法等の法律上も正当な意思決定機関である場合も想定されるが、そのような意思決定機関も、ここでいう「中小企業等の取締役会等」に該当し得ることを確認したい。  また、特に中小企業においては、借入であれデリバティブ契約締結であれ、(オーナー)社長が意思決定機関である場合も多いため、そのような社長名義での契約申込書や契約締結前書面確認書等への記名・押印をもって、適切に意思決定された旨の確認とすることで、民商事法的には差し支えないと考えるため、一律・形式的に付加的な注意義務を金融機関に義務付ける趣旨の記載ではないことを明確にして頂きたい。	前段及び後段ともに、顧客会社の実態を確認して、法務リスクを踏まえた上で意思確認を行う必要があると考えています。

No	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
81	(中小・地域金融機関) Ⅲ-3-2-1-2 (2)③イ	例えば、2代目に代表取締役を譲ってはいらぬものの、どちらかといえば実権を握っているのは先代であると当金庫で認識しているようなケースでは、職員の面前で融資関連契約書(本件の注はデリバティブ取引だけに適用されるものではないと解されるため)に自署・捺印していただくのは誰とすべきなのか判断し難いのではないかとと思われるが、この点どのように考えるべきなのか。	顧客会社の実態を確認して、法務リスクを踏まえた上で意思確認を行う必要があると考えています。
82	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (2)③イ (注)  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (2)③イ (注)	法人の代表権者に面談し、契約の意思確認を行った上で、契約書等に実印、または予め届出を受けた取引印による押印を受けることで十分ではないか。	顧客保護の観点から、法人としての意思決定がされているかどうかを、必要に応じて意思確認をすることが重要であると考えています。
83	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (7)②  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (7)②	顧客に直接確認する措置は、行内書類・行員証言等の当行証拠の信憑性に疑義がある場合で、顧客との関係において冷静な話が聞ける場合において実施することが効果的と考えられることから、そのような趣旨を明記していただきたい。	「必要に応じ、本部等の検証部署の担当者が苦情者等に直接確認するなどの措置を講じる態勢となっているか」とのとおり、個々のケースの状況を踏まえて対応すべきであり、ご指摘のような特定の状況を示すのは適切ではないと考えています。
84	(主要行等) Ⅲ-3-3-1-2 (8)①  (中小・地域金融機関) Ⅱ-3-2-1-2 (8)①	「総合採算取引」を行う場合とは、「『融資取引』と『融資取引の条件交渉やその他の取引』を同時に行う場合」という理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。その他にも、複数の「融資取引以外の取引」を行う場合や、同時でなくとも長期的な採算を含む場合があると考えています。